

「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告

山梨県が発注する次の業務は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、対象業務は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務です。

令和元年6月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎

業務委託一般競争入札（総合評価落札方式）公告 個別事項

| | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|--------------------|---|
| 業 務 名 | 県行分収林経営計画準備業務委託 | | |
| 事 業 名 | 分収林管理費 | | |
| 契 約 番 号 | 県有林課-19-0001 | | |
| 業 務 場 所 | 山梨県 | | |
| 業 務 概 要 | 1 | 業 務 内 容 | 県行分収林経営計画準備業務委託 山梨県内8地区 |
| | 2 | 履 行 期 間 | 令和元年7月11日～令和2年3月13日 |
| | 3 | 予 定 価 格（税 込 み） | ¥26,246,000 （税率10%） |
| 参 加 資 格 | 1 | 本 店 所 在 地 | — |
| | 2 | 入 札 参 加 資 格 | 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に規定する山梨県物品等競争入札参加資格等の資格者名簿において森林整備業務が登録され、雇用管理等状況調書において測量調査等を営業内容に含めている者に限る。 |
| | 3 | 業 務 実 績 | — |
| | 4 | 配 置 予 定 技 術 者 | — |
| 総 合 評 価 関 係 事 項 | 1 | 総 合 評 価 の 方 法 | 共通事項2-(1)による |
| | 2 | 評 価 の 基 準 | 技術評価資料作成方法による |
| 日 程 | 1 | 公 告 日 | 令和元年6月3日 |
| | 2 | 設計図書等配布開始日 | 令和元年6月3日 |
| | | // 締 切 日 | 令和元年6月14日 |
| | 3 | 質 問 提 出 期 限 | 令和元年6月14日 |
| | 4 | 参加申請受付開始日 | 令和元年6月10日 |
| | | // 締 切 日 | 令和元年6月14日 |
| | 5 | 確 認 通 知 書 発 行 日 | — |
| | 6 | 入札書受付開始日時 | 令和元年6月19日 午前 9:00 から |
| | | // 締 切 日 時 | 令和元年6月20日 午後 5:00 まで |
| 7 | 技 術 評 価 点 通 知 書 発 行 日 | 令和元年6月28日 | |
| 8 | 開 札 予 定 日 時 | 令和元年7月 4日 午前 10:00 | |
| 9 | 落 札 者 決 定 日（予 定） | 令和元年7月 5日 | |
| 入 札 方 法 | 紙入札による | | |
| 提 出 書 類 | 1 | 参 加 申 請 時 | 入札参加様式 別紙5及び添付資料 技術資料 技術評価様式1、2、3、4、5、6、7及び添付資料 |
| | 2 | 入 札 時 | 業務費内訳書 |
| | 3 | 提 出 方 法 | 直接持参もしくは郵送による |
| 苦 情 の 申 し 立 て | 1 | 入札参加資格（質問） | 令和元年7月18日 |
| | | 入札参加資格（回答） | 令和元年7月25日 |
| | 2 | 技 術 評 価（ 質 問 ） | 令和元年7月 2日 |
| | | 技 術 評 価（ 回 答 ） | 令和元年7月 4日 |
| | 3 | 落 札 者 の 決 定（ 質 問 ） | 令和元年7月16日 |
| | 落 札 者 の 決 定（ 回 答 ） | 令和元年7月23日 | |
| 資 料 の 記 載 方 法 等 に 関 する 問 い 合 わ せ 先 | 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 | | |
| | 山梨県 森林環境部 県有林課 | | |
| | 電話 055-223-1658 FAX 055-223-1679 | | |

一般競争入札（総合評価落札方式）公告共通事項

1 一般競争入札の参加資格

物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格等の資格者名簿において既に森林整備の業種登録を受けている者のうちこの公告で定める入札参加申請の提出期限の日から本契約の日までの（（7）にあつては、それぞれに定める期間）期間に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 公告日までに林務環境事務所に雇用管理等状況調査の提出があつた者のうち営業内容に測量調査等が含まれていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (6) 公告の日以降に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、入札参加者の技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値をもって行うものとする。

総合評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 技術点の配分点 × (評価項目毎の得点合計) / (評価項目毎の配点合計)

価格評価点 = 価格点の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))

なお、評価項目毎の得点は、少数第1位止め（第2位を四捨五入）とする。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、「(1)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 次の項目を全て満たすこと。

- 1、入札価格と入札に際し提出される業務費内訳書（以下「業務費内訳書」という。）の業務価格が同額であること。
- 2、業務費内訳書の各経費の合計額が、業務費内訳書の業務価格と同額であること。
- 3、業務費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引等の表示がないこと。

(3) 入札を辞退した者の取扱い

ア 入札を辞退した者の評価は行わない。

イ 入札を辞退した者は、辞退理由書を提出するものとし、速やかに個別事項に記載の問い合わせ先にファクシミリにより送付すること。

(4) 総合評価の履行担保項目の取扱い

業務計画または提案の履行担保

落札者の提示した業務計画は、契約時の設計図書とみなす。

3 設計図書等の配布

(1) 配布期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配布方法

「山梨県ホームページ」の、「入札公告」からダウンロードすること。

4 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの「山梨県の休日を守る条例」(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 申請方法 「個別事項」に記載の問い合わせ先に郵送もしくは、持参すること。

5 問い合わせ先

(1) 入札参加資格確認資料の記載方法等に関する事項

「個別事項」に記載のとおり

(2) 設計書の内容に関する事項

「個別事項」に記載の問い合わせ先にファクシミリにより、「個別事項」に記載の日までに質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して2日後以降にファクシミリで回答する。

6 入札参加資格の確認結果通知等

(1) 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての入札参加業者について確認する。

(2) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「山梨県ホームページ」 「入札結果」にその理由を付して公開する。

7 苦情申し立て

(1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「個別事項」に記載の問い合わせ先にファクシミリにより、質問すること。

イ 回答方法

「個別事項」に記載の日までに、ファクシミリにより回答する。

(2) 技術評価の結果に疑義がある場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「個別事項」に記載の問い合わせ先にファクシミリにより、質問すること。

イ 回答方法

「個別事項」に記載の日までに、ファクシミリにより回答する。

(3) 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「個別事項」に記載の問い合わせ先にファクシミリにより、質問すること。

イ 回答方法

「個別事項」に記載の日までに、ファクシミリにより回答する。

(4) (1)～(3)の回答の説明になお不服のある者は、ファクシミリにより回答した日又は書面での回答を受け取った日から7日目(県の休日を含まない。)の午後5時までに書面(「山梨県入札監視委員会設置要綱」別紙様式

別紙様式4)により、知事に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

なお、書面は下記に持参すること。

山梨県 森林環境部 森林環境総務課 総務経理担当

甲府市丸の内1丁目6番1号 電話055-223-1632

- (5) (4)の再苦情の申し立てがあった場合は、知事は、速やかに「入札監視委員会」に審議を依頼するものとする。
- (6) 知事は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を含まない。)以内に、その結果を申し立て者に回答する。

8 入札等の日時

- (1) 入札期間及び開札予定日時
「個別事項」に記載のとおり
- (2) 入札書の提出方法
持参又は郵送とする。
- (3) 入札書の提出先及び期限
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県 森林環境部 県有林課 経営担当
令和元年6月20日(木)午後5時までに到着すること。
- (4) 落札者決定日
「個別事項」に記載のとおり

9 入札手続等

- (1) 最低制限価格制度
適用しない
- (2) 現場説明会
現場説明会及びヒアリングは行わない。
- (3) 入札書に記載する金額
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- (5) 入札執行回数
1回とする。
- (6) 業務費内訳書の提出
入札に際し、業務費内訳書を提出すること。業務費内訳書は数量、単価及び金額等を明らかにすること。
なお、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。
- (7) 契約の確定
 - ア 落札決定後の参加資格の喪失
落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。
また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - イ 契約書の作成
契約は、契約担当者と受託者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

10 入札保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、山梨県財務規則第108条の2に該当する者は免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、山梨県財務規則第109条の2に該当する者は免除する。

12 支払条件

(1) 前金払

適用する。金額は、契約金額の3割以内(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の3割以内)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

13 その他

(1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守しこれに基づき入札すること。

(2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。

(3) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

(4) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。